平成23年度分 付につい 町 平成23年度分の町税の納税 税 の 納税 7 通 知 書 の 送

通知書を各税

(保険料)

の最

初の納期までに納付書をお送 税にご協力をお願いします。 です。どうかご理解の上、 税金は町の貴重な自主財 何か事情があり納税 納 源

> お越しください。 ますので、 困りの 方は、 相談に応じ に税務課

た日 際は、 ができます。 とがあるかと思います。その 違っている、と感じられるこ なった際、 て異議の申し立てをすること なお、 から60日以内に町に対し 納税通知書を受け取っ 納得できない、 間

納税通知書をご覧に

※上記の納期限については、月末が土日の場合、翌日になって います。税金は納期内に納めましょう。

町税等納期限一覧表

期別

1

2

3

4

5

6

7

税目等

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

税目等

軽自動車税

町・道民税

固定資産税

町·道民税

固定資産税

町・道民税

固定資産税

町·道民税

減 免につい 7

とができます。 承知おきください。 られるときには、 より生活に支障がないと認め 以下)の方に限られ、 万円以下(収入で560万円 なるのは前年の所得が400 17 少した方は減免申請をするこ しない場合がありますのでご 生活困窮からの回復見込みに 所得の減少の場合、 昨年より著しく所得が減 ストラ・ 病気・災害など ただし、 減免に該当 資力や 対象と

なり納税相談されるようお願 ついては、 いします。 由により納税が困難な方に いずれにしても、 税務課にお越しに 何ら か 0

住民税

地で課税されます。 住民税は1月1日現 在 0

居

この税は、

所得割と均等割

れます。なお、 所得がある方について課税さ に対して課税されますのでご 均等割ともにある一定以上の から成り立っており、 所得(退職に係る分は除 前年中に退職 住民税は前年 所得割、

内訳は、

医

療分が50

万円

平成 23 年度

納期限

5月31日

6月30日

8月 1日

8月31日

9月30日

10月31日

11月30日

12月28日

期別

全

1

1

2

2

3

3

4

意ください

について

が らの特別徴収 始まっています。 一昨年から住民税の 年 金

均等割)

0

変更はありません。

特別徴収

(年金天引き)対

(所得割、

資産割、

平等割、

ました。この改正による税率

から12万円に引き上げられ

徴収税額が年金の額を超える 護保険料が特別徴収されてい 務のある方です。 金所得に係る住民税の納税義 年金の受給者で、 4 にはなりません。 方については特別徴収の対象 ない方や、 月1日現在65歳以上の公的 この制度の対象となるのは 平成22年度の特別 ただし、介 前年中の年

す。 普通徴収で納めていただきま 住 民税については従来どおり

国民健康保険税

今年からは7万円になりまし れまでは最高73万円でしたが、 る全ての方が対象となります。 方を除き、 健康保険等に加入されている 課税限度額が改正され、こ 平成23年度国民健康保険税 玉 民健康保険税は、 安平町に住んでい 職場

住民税の年金からの特別徴収

円

から14万円、

介護分が10 支援分が

万

万 円

後期

13

(年金天引き)

ます。

納税通知書は仮徴収

 $\widehat{4}$

月

振替に切り替えることができ

象者の方は申し出により口座

また年金以外の所得に係

月中旬までに発送します。

固定資産税

める方法)の方については6

9月中旬までに通知します。

普通徴収

(納付書で直接納

象者の方には通知済みですが、 6月、8月に年金天引き)対

10月以降の保険税については

定資産税 は、 1 月 1

なった方 昨年とは状況が変わらないは ずなのに税額が昨年より高く に対して課税されます。 償却資産)を所有している方 在で固定資産(土地・家屋・

標準額が上がったか、 が考えられます。 宅の軽減が受けられなくなっ これには、 主に二つの要因 土地の課税 新築住